

(様式 29) 【要領様式第 14 号】

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法

設置及び維持管理に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

(様式30) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する 資金の総額	
土地	
事務所	
自己資金	
借入金	
(借入先名)	
その他	
増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(様式31) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職 名		氏 名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式 (帳簿を備えている場合は、当該帳簿の写しを添付すること)				
帳簿の管理方法 (帳簿の記載方法、閉鎖時期、保存期間等について記入すること)				

(注) 産業廃棄物処理業者にあつては法第 14 条第 17 項 (同法施行規則第 10 条の 8)、特別管理産業廃棄物処理業者にあつては法第 14 条の 4 第 18 項 (施行規則第 10 条の 21) の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越損失金額 _____ 円 (年 月 日現在)
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 _____ 円 (年 月 日現在)
(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 _____ が発生した理由
- ・経常損失金 _____

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: _____)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

役員等の変更に係る新旧対照表

※ 役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および100分の5以上出資している者の変更について記載すること。

新役員等			旧役員等		
役職名	氏名	出資の割合	役職名	氏名	出資の割合

(注1) 新旧ともに全ての役員を記載すること。

(注2) 新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

添付書類の省略について

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【産業廃棄物処理施設】

産業廃棄物処理施設の（新規・変更）許可にあつて、下記の○印を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設（新規・変更）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

1. 処理施設の構造を明らかにする書類(3-1(1))
2. 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(3-1(2))
3. 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）(3-1(3))
4. 設置場所及び付近の見取図(3-1(4))
5. 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(3-1(5))
6. 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類(3-1(6))
7. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書(3-1(7))
8. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書(3-1(8))
9. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(3-1(9))

【（特別管理）産業廃棄物処分業】

（特別管理）産業廃棄物処分業（新規・更新・変更）許可にあつて、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業（新規・変更・更新）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

1. 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(3-2(2))
2. 公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類(3-2(3))
3. 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類(3-2(4))
4. 業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類(3-2(5))
5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(3-2(6))
6. 申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書(3-2(7))
7. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書等(3-2(8))
8. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(3-2(9))
9. 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(3-2(12))
10. 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類(3-2(13))

(注) 該当する番号を○で囲んでください。

住民票の写し等の省略について

申請者
住所

氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今回の申請にあたり、 年 月 日付けで許可された、 (都道府県・市名)

 (許可番号)の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

<参考>

1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・産業廃棄物処分業の許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・産業廃棄物処分業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の変更許可
- ・産業廃棄物処理施設の許可
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「省令第9条の2第6項(同第10条の4第5項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項)の規定による許可証の提出の有無 ・無」と記載されたものを除く。

2 省略できる添付書類

- ・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・役員住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

3 留意事項

- ・更新の申請の際には、更新元の許可証を提出しても省略はできないこと。
- ・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

(様式37) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長野県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当したので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の場所	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類	
許可の年月日及び許可番号	
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	

(備考) 1 該当するに至った欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号のイからへまで又はチからヌまで(同号のチからヌまでに掲げる者にあつては、同号のトに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては同法第14条第5項第2号のイ(同法第7条第5項第4号のトに係るものを除く。)又は第14条の第5項第2号のハからホまで(同法第7条第5項第4号のト又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。

2 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。

(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 2 第 3 項 第 14 条の 5 第 3 項 で準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、欠格要件に該当したので、関係書類を添えて届け出ます。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
(備考) 1 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号のイ (同法第 7 条第 5 項第 4 号のトに係るものを除く。) 又は第 14 条の第 5 項第 2 号のハからホまで (同法第 7 条第 5 項第 4 号のト又は第 14 条第 5 項第 2 号のロに係るものを除く。) のうち該当するに至ったものを記入すること。 2 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に提出すること。	